

## 我が国のCJD対策

CJDについては、特定疾患として以下の対策を講じている。

(1) 基礎的情報の収集

英国をはじめCJDの発生のあった国々及びWHOから情報収集。

(2) 迅速な情報把握・診断体制の確立

- ・迅速報告…「感染症予防法」に基づく感染症発生動向調査
- ・積極的調査…プリオント病・遅発性ウイルス研究班 サーベイランス委員会（随時）  
厚生科学審議会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会（概ね年2回）

\* CJD等サーベイランスシステム

現在、「プリオント病及び遅発性ウイルス感染に関する調査研究班」にCJD等サーベイランス委員会を組織し、CJD等プリオント病の発生動向を調査している。

調査結果は、委員会でとりまとめられた後、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会において確定・公開。

CJDの発生に備え、各都道府県にCJD診断専門医を指定し、該当者には講習会を実施。

(3) 医療従事者に対する普及啓発

- ・クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアルの作成（平成14年1月、第2版発行）
- ・医療機関等への周知徹底（例：難病情報センターホームページへの掲載 等）

(4) 専門家による相談窓口の設置と診断支援

- ・個別医療機関で判断のつかないものについては、厚生労働科学研究「遅発性ウイルス研究班」に設置したサーベイランス委員会において全国10ブロックに専門担当医を指定するとともに、各都道府県に原則として1名以上の専門的診断を行える専門医を配置し（全国47都道府県）、専門相談に応じることのできる体制を整備することにより診断体制を強化。

(5) 専門家の資質向上

- ・診断を支援するため、サーベイランス委員会専門医を英国に派遣し、得られた知見について報告会及びマニュアルを通じ広く普及啓発するとともに、年に1度、CJD専門医を対象とした講習会を実施。

(6) 専門的医療の提供等

- ・CJDの患者が発生した際には、
  - ① 重症難病患者入院施設確保事業により、拠点病院と協力病院のネットワークによる入院施設の確保
  - ② 難病患者地域支援対策推進事業及び居宅生活支援事業により、在宅で生活する患者に対しての支援などを実施。

(7) 調査研究等

- ・厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業「プリオント病及び遅発性ウイルス感染症に関する調査研究」班の設置
- ・特定疾患治療研究事業による、医療費の自己負担額の一部又は全部の助成